

平成28年度
第 1 回

東大和市都市計画審議会会議録

平成 2 8 年 5 月 1 0 日

東 大 和 市

平成28年度
第 1 回

東大和市都市計画審議会会議録

日時：平成28年5月10日（火）

午前10時～午前10時48分

場所：東大和市役所会議棟 第1・2会議室

○委員の出席・欠席

出・欠	議席	氏名	出・欠	議席	氏名
出	1番	武石岩男 委員	出	7番	木戸岡秀彦 委員
出	2番	小嶋哲夫 委員	欠	8番	藤木仁成 委員
出	3番	宮崎 晃 委員	出	9番	野崎俊幸 委員
欠	4番	松本暢子 委員	出	10番	吹浦秀俊 委員
出	5番	二宮由子 委員	出	11番	大越 武 委員
出	6番	根岸聡彦 委員	欠	12番	杉本昌美 委員

○市側出席者

職名	氏名	職名	氏名
市長	尾崎 保夫	都市計画係長	各務 悟史
都市建設部長	内藤 峰雄	都市計画係	原口 力哉
都市計画課長	神山 尚	都市計画係	小林 俊介
計画調整係長	関根 崇		

1. 議題

第1 議席の指定について

第2 会議録署名委員の指名について

第3 立川都市計画 上北台駅周辺地区地区計画の変更（東大和市決定）について（諮問）

第4 平成27年度東大和市都市計画審議会の審議事項等について（報告）

第5 平成28年度東大和市都市計画審議会の審議事項等（予定）について（報告）

2. 傍聴者

1人

- （内藤都市建設部長） 皆様、おはようございます。定刻より少し早いのですが、皆様お揃いですので、ただいまから会議を始めさせていただきたいと思いをします。

本日は、お忙しい中、平成２８年度第１回都市計画審議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

会議の開会に先立ちまして、委員の出欠についてご報告申し上げます。本日の会議に当たりましては、松本委員、藤木委員、杉本委員から欠席のご連絡をいただいております。したがって、本日は定数１２人に対し、９人の出席をいただいております。よって、東大和市都市計画審議会条例第７条の定足数に達していることをご報告申し上げます。

次に、会議次第１にございますように、再任及び新任の委員の皆様に市長から委嘱状の交付をさせていただきます。

武石委員、小嶋委員、野崎委員、吹浦委員、大越委員の席に市長が順に回り、交付をさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは市長、よろしくお願いいたします。

（委嘱状交付）

- （内藤都市建設部長） どうもありがとうございます。委嘱状の交付が終わりましたところで、私のほうから 委員をご紹介します。後ほど順次、自己紹介をお願いしたいと思います。

最初に「学識経験者」の選出区分にて平成２８年２月１日付で武石委員に再任いただきました。なお、武石委員におかれましては、引き続き会長職をお引き受けいただいております。

続きまして、同じく「学識経験者」の選出区分にて、同日付で小嶋委員にご就任いただきました。

続きまして、同じく「学識経験者」の選出区分にて、同日付で松本委員に再任いただきました。本日欠席の届け出がございましたので、紹介を省略させていただきます。

続きまして、「関係行政機関又は東京都の職員」の選出区分で、平成２８年４月１日に北多摩西部消防署長の野崎委員にご就任いただきました。

続きまして、同じく「関係行政機関又は東京都の職員」の選出区分で、平成２８年２月１５日付で警視庁東大和警察署長の吹浦委員にご就任いただきました。

続きまして、「市民」の選出区分で、平成２８年２月１日に大越委員に再任いただきました。

続きまして、同じく「市民」の選出区分にて、同日付で杉本委員に再任いただきましたが、本日欠席の届け出がございましたので、紹介を省略させていただきます。

それでは、再任及び新任の委員の皆様から、自己紹介をお願いしたいと思います。事前に会議の委員さんの名簿をお配りしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

それでは、最初に武石会長、よろしくお願いします。

○（会長） 武石です。よろしくお願いいたします。

○（内藤都市建設部長） ありがとうございます。

続きまして、小嶋委員、よろしくお願いします。

○（委員） 商工会の会長をしております小嶋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○（内藤都市建設部長） ありがとうございます。

次に、野崎委員、よろしくお願いいたします。

○（委員） ４月１日付で、新宿消防署副署長から北多摩西部消防署に参りました野崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○（内藤都市建設部長） ありがとうございます。

次に、吹浦委員、よろしくお願いいたします。

○（委員） ２月１５日付でオリンピック担当の交通対策理事官から参りました吹浦と申します。どうぞよろしくお願いします。

○（内藤都市建設部長） ありがとうございます。

次に、大越委員、お願いします。

○（委員） 再任させていただきまして、どうも。私、桜が丘４丁目のマンションに住んでおりまして、ことしで昭島市のほうから移ってきまして８年目ですが、非常に落ちついて、いい行政。あくまでも褒めるわけじゃないですが、やっているなという感じで、少しでも都市計画、都市・まちづくりに貢献したいと思っております。

○（内藤都市建設部長） ありがとうございます。

事前にお配りしてございます委員名簿につきましては、取扱注意でお願いしたいと存じます。

ここで、都市計画課の事務局体制の変更がございましたので、報告をさせていただきます。

４月１日の異動で都市計画係長に各務がついてございます。よろしくお願いいたします。

○（各務都市計画係長） 各務です。よろしくお願いいたします。

○（内藤都市建設部長） 事務的な報告は以上でございます。

ここで、傍聴の申し出がございましたので、ご報告申し上げます。

傍聴者に入室していただきますので、ご了承いただきたいと思います。なお、東大和市情報公開条例第３０条及び東大和市都市計画審議会運営規則第１１条によりまして、会議は原則公開となっております。

（傍聴者 入室）

○（内藤都市建設部長） それでは、これ以降につきましては、武石会長に議事の進行をお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

○（会長） ただいまから、平成２８年度第１回東大和市都市計画審議会を開会いたします。

初めに、市長からご挨拶をいただきたいと思います。尾崎市長、よろしくお願いいたします。

○（尾崎市長） 皆さん、おはようございます。都市計画審議会委員の皆様におかれましては、日ごろから当市のまちづくりに多大なご尽力をいただいておりますことを改めて感謝申し上げます。また、先ほど委嘱状の交付をさせていただきました皆様におかれましては、快く委員を引き受けていただきまして、まことにありがとうございました。

さて、近年、高齢化の進展や人口減少など、社会情勢の変化に加え、熊本地震に見られるような自然災害への対応や防災への備えなど、まちづくりの担う役割はますます重要になっております。このような中においても、市では都市マスタープランに将来像としてお示ししましたように、安心でやさしい都市、緑と水の都市、良好な住環境が整った都市、活発な交流のある都市の実現を目指したまちづくりを着実に進めてまいりたいと考えております。

本日は、地区計画の変更について諮問させていただきますが、今年度は新青梅街道沿道の用途地域の変更や、都営住宅の建てかえに伴う都市計画変更など、多くの重要な案件を予定しております。委員の皆様におかれましては、当市のまちづくりに引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、本日のお集まりの皆様のご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○（会長） ありがとうございました。

続いて市長から当審議会に対しての諮問をお受けしたいと思います。

○（尾崎市長） 東大和市都市計画審議会会長 武石岩男様。

東大和市長 尾崎保夫。

平成２８年度第１回東大和市都市計画審議会への諮問について。

下記事項について貴審議会の意見を求めます。

- １．立川都市計画上北台駅周辺地区地区計画の変更（東大和市決定）、
理由として、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本地区計画の引用事項に変更が生じるため、所要の変更を行う。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

- （会長） ただいま、市長から「立川都市計画 上北台駅周辺地区地区計画の変更（東大和市決定）について」の諮問をお受けいたしました。後ほど、皆様にご審議をお願い申し上げますので、よろしくお願いいたします。

なお、市長は、他の公務の都合上、ここで退席されます。ご了承をお願いいたします。

- （尾崎市長） よろしくお願ひします。

（市長 退席）

- （会長） それでは、議事に入らせていただきます。

日程第１、議席の指定をいたします。

１番、武石岩男。２番、小嶋哲夫委員。４番、松本暢子委員。９番、野崎俊幸委員。１０番、吹浦秀俊委員。１１番、大越武委員。１２番、杉本昌美委員。以上でございます。

それでは次に、日程第２、会議録署名委員を指名いたします。

９番、野崎委員にお願いいたします。

次に、日程第３「立川都市計画 上北台駅周辺地区地区計画の変更（東大和市決定）について」、本案を議題に供します。

説明をお願いいたします。神山都市計画課長。

- （神山都市計画課長） 都市計画課長の神山です。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それではただいま議題となりました、「立川都市計画 上北台駅周辺地区地区計画の変更について」ご説明申し上げます。

最初に資料の確認をさせていただきます。

右上に資料１と書いてあるペーパーをごらんください。表紙をおめくりい

ただきますと、一番下にページ番号ですね、もしくは右側のほうにページ番号が付してあります。1ページから10ページまでありますが、落丁等ございませんでしょうか。それと、封筒の中に図面を2種類収納してございます。カラーのものと白黒のものです。ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、説明させていただきます。

まず、図面のほうをごらんいただきたいと思います。図面のカラーのものになります。本日はこのカラーのほうを使わせていただきたいと思います。

ただいま議題となりました上北台駅周辺地区地区計画の区域でありますけれども、図面の赤で囲った範囲になります。このうち、赤色で着色された区域が商業地域になります。この地区計画では、赤色の商業地域において、風営法に規定された風俗営業の一部を制限しております。

次に、どのような制限・規制をしているかについてご説明したいと思います。

それでは、冊子のほうの2ページをごらんいただきたいと思います。2ページに表がございます、上から2行目に、左から事項、旧、新、摘要とあります。まことに恐れ入りますけれども、誤字がございます、摘要の文字が誤っておりました。おわびして訂正させていただきます。てへんの「摘む」という字です。ヨウはかなめ。重要の「要」という字で訂正をお願いします。申し訳ありませんでした。

それでは、表の旧の列をごらんください。駅前商業地区とありますが、その下に、2、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号、第6号及び同条第6項各号の規定に該当する営業に係るもの」とありますが、上北台駅周辺地区地区計画では、ここに記載された用途を制限しております。

このうち、下線が引いてございます第1項第5号、第6号についてご説明いたします。

ちょっと飛びますけれども、10ページをお開きいただきたいと思います。10ページは、風営法の改正内容について記載した資料でございます。風営法の改正前と改正後の内容を示した新旧対照表となっております。破線で囲まれたところですが、改正前の第5号は、低照度飲食店で、客

席の照度を落として飲食を提供する営業であります。また、改正前の第 6 号は区画飲食店で、他から見通すことが困難で、狭い区画の客席で飲食を提供する営業であります。

この第 5 号及び第 6 号の営業が、改正前の地区計画で制限されております。

新旧対照表の改正後の欄をごらんください。太い枠の中ではありますが、ごらんのよう、法改正により第 5 号が第 2 号に改められております。同様に、第 6 号が第 3 号に改められております。これは、ダンスをめぐる国民の意識の変化を踏まえ、客にダンスをさせる営業について、その一部を風俗営業から除外することとし、改正前の第 3 号の一部、これはナイトクラブやディスコであります、及び改正前の第 4 号、これはダンスホールなどありますが、これらを風俗営業から除外する改正を行っております。この法改正によりまして、改正前の第 1 号と第 2 号が統合されております。また、第 3 号の一部及び第 4 号が風俗営業から除外されております。これに伴いまして、先ほどご説明いたしましたように、号のずれが生じるものであります。

なお、表の網かけ部分になりますが、法改正前の第 3 号の風俗営業のうち、10 ルクス以下で行うダンスの営業は、引き続き、風俗営業として規制されますが、これは改正後の第 2 号に含まれることになります。したがって、地区計画に単純に第 2 号と規定しますと、この網かけ部分の 10 ルクス以下で行うダンスの営業についても新たに制限がかかることになります。

網かけ部分の営業は、地区計画において従来から制限の対象としていない営業であります。また、今回の改正は、風営法の改正に伴う号のずれを改めることを目的としております。以上のことから、地区計画の制限の内容として新たに加えることは、考えておりません。

したがって、地区計画におきましては、改正前の第 5 号を第 2 号に改めますが、同時に第 2 号から網かけの部分の営業を除くように指定することとしております。

以上のことを整理いたします。

大変恐縮ですけれども、1 ページをごらんいただきたいと思います。

都市計画の案の理由書であります。

2 の理由であります、風営法の改正に伴い、「地区整備計画で引用する風営法第 2 条第 1 項の号にずれが生じるため、所要の変更を行う。」としております。

2 ページをお開きください。

新、旧、このアンダーラインの箇所でありますけれども、風営法の改正により、第 5 号を第 2 号、第 6 号を第 3 号に改めます。また、制限の内容に変更が生じぬよう、括弧書きで「ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を除く。」と、先ほどの網かけの部分になりますけれども、こちらを除くとしております。

3 ページをごらんください。都市計画の策定の経緯の概要書であります。

まちづくり条例第 20 条第 2 項第 2 号の規定に基づく広告・縦覧につきましては、平成 28 年 4 月 11 日から平成 28 年 4 月 25 日までの 2 週間、都市計画課の窓口において行われましたが、縦覧期間中、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

今後の予定でございますが、本日、本審議会においてご審議いただき、ご承認がいただけましたなら、風営法改正の施行日である平成 28 年 6 月 23 日付で決定告示を行いたいと考えております。

また、来月開催の平成 28 年第 2 回市議会定例会において、東大和市地区計画区域内建築条例の一部改正について上程する予定となっております。

4 ページをお開きください。

4 ページから 9 ページの部分になりますけれども、こちらは改正後の上北台駅周辺地区地区計画でありますけれども、説明のほうは省略させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（会長） 説明が終了いたしました。質疑を行います。

○（委員） すみません、質問させていただきます。

風営法で、この対象の上北台の周辺の地域、現在、ダンスホールは設置されているのですか。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 風俗営業、具体的にどんなものがあるかというご質問かと思いますがけれども……

○（委員） いやいや、僕は今、ダンスホールが、ここの都市計画の変更箇所には何かあるかどうか。設置されているのかどうか。

○（神山都市計画課長） はい。そのダンスホールについては設置されておられません。

○（委員） 規定がこういうふうになったから、今回こういうふうに変更したということですね。

○（神山都市計画課長） 法律改正があるので号の整理があったと。

○（委員） はい。了解です。

○（会長） 質疑を終了してよろしいでしょうか。

○（委員） ちょっと参考までをお願いします。

この10ページで、今伺った改正後の第2号、改正前の3号でもよろしいんですけれども、この改正前のところで具体例というのがありまして、この第3号のところ、ここで10ルクス以下、10ルクス超えとありますが、これは、参考までなんですけれども、どのくらいの明るさなんでしょう。例えば喫煙者のたばこが見えるとか。

○（委員） ミラーボール。

○（委員） 参考までに。

○（神山都市計画課長） すみません、ちょっと具体的な明るさまではちょっと把握していないんですけれども、多分ここの法律の趣旨は、暗くなると、ある意味ちょっといかがわしい行為なんかもあるかもしれないということで、

この制限をかけていると思いますので、その辺の基準の明るさがこれだということで法律改正があったんじゃないかということで考えております。

○（委員）　それで、この明るさも多分、微妙なところだと思うんですけども、そうすると、この改正後の第2号に入るか、その下の対象外のところに入るのかというのは非常に微妙になってくるんですけども、この点はどうなるんでしょうね。

○（神山都市計画課長）　照度をはかる。

○（委員）　ええ。しっかり書いてあるんですか。

○（神山都市計画課長）　条文の解釈なんかにも照度をはかるような形で規定されております。

○（委員）　わかりました。

○（委員）　1点だけすみません、確認させていただきたいんですけども、この照度ということに関しては理解ができるんですけども、例えばナイトクラブですとかディスコですと、音響というのでしょうか、そういった規定というのは風営法上ではないんですか。例えば、非常に音が大きくて近隣の方にご迷惑がかかるとか。今でもカラオケの設置されているスナックの周りの住民の方がカラオケの音がうるさくてというような苦情も多々いただいているとは思うんですけども、そういった規定というのは、この地区計画というか、あるのかないのかだけ伺いたいんですが。

○（会長）　神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長）　音についての規制というのは、地区計画上はないです。

○（委員）　風営法はないんですか。

○（神山都市計画課長）　風営法上も音の規制というのはないです。

○（委員）　そうすると、大きな音を出して営業されてしまうと、例えばディスコというのは非常に音が大きいと思うんですけども、この風営法上では、ある程度の一定の明るさであれば営業ができるわけですね。そういうふうに地区計画が変わるわけですね。そうすると、音ということに関しても規制をすべきではないか。やはり近隣住民の方もいらっしゃるので、そういう視点も踏まえて、何か市としてのお考えというのはあるのでしょうか。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 一つ、今回のこの改正によって、規制の内容、制限の内容には一切変更は生じません。号のずれを直すだけです。

音については、多分別の法律、環境面のほうの法律なり東京都の条例なりで制限があるんじゃないかと考えております。

○（委員） ということは、制限はされるということで、理解してよろしいんでしょうか。規制がかかるというか。

○（内藤都市建設部長） 騒音の関係につきましては、課長からも話が出てきているけれども、既に騒音規制法であったりとか、あと環境のほうでそういう申し出があれば、対策をとるなど既にほかの課でもやっておりますので、そのような中できちんと規制がされているということになります。

以上でございます。

○（会長） 質疑を終了してよろしいでしょうか。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○（会長） 討論を終了してよろしいでしょうか。

○（委員） また関連なんですけど、パチンコというのがありますね。今回はダンスが風営法から除外されたんですが、討論であれなんですけど、パチンコはどうして風営法の規制にされているのですか。僕は除外でもいいんじゃないかと従来から思っているのですが、今回、ここの市の問題じゃないんですが、風営法、国の方針なんだろう、警察庁の。どうしてパチンコは規制されているのですか。ついでにダンスホールもやったら、パチンコまでも風営法から除外してもいいんじゃないのかなと、私は個人的には思っているんですけども。

別にいいです、そういうことで。いや、いかがですか。そういうのは議論にならなかったんですか、行政としては。

○（会長） 神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 風営法の所管自体は国なり法律ですから、もちろんやっていまして、多分、風営法の規制の目的というのが風紀上の話と、あと射幸心をあおるようなもの。例えば、パチンコ屋さんとかゲームセンターとか、そういうものが対象になっているということだと思います。

○（委員） まだ適用除外されていないんですね。いやいや、いいです。

○（会長） どうぞ。

○（委員） よくこういう書類を見ると思うんですけども、何かわかりにくいなとすごく思うんです。先ほど、委員のほうからありましたように。10ルクス以下とかというのがありますね。そういうのというのは、ただし書きに大体こういう大まかなものというのは表現できないのかなと思うんですよ。ただ、私たちが聞いても、10ルクスといってもピンとこない。実際に審議しようがないという。

それとあと、低照度飲食店。区画飲食店。余りこういう表現を聞かないんですけども、具体的にただし書きでこういうものなんだという、何か例的なものもあったほうがいいんじゃないかという。そうしたほうがわかりやすいんじゃないかなという、意見です。

○（会長） ご意見として。

では、討論を終了してよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（会長） 討論を終了いたします。

それでは採決いたします。日程第3「立川都市計画 上北台駅周辺地区地区計画の変更（東大和市決定）について」、本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（会長） ご異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

なお、答申文につきましては、会長に一任していただくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（会長）　ありがとうございました。

続いて、日程第４「平成２７年度東大和市都市計画審議会の審議事項等について」及び日程第５「平成２８年度東大和市都市計画審議会の審議事項等（予定）について」を一括してご報告いたします。

神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長）　それでは、最初に、日程第４「平成２７年度東大和市都市計画審議会の審議事項等について」ご報告いたします。

資料の２をごらんください。見出しの１、委員構成であります。平成２８年３月３１日現在の委員構成であります。委員数につきましては１２人、内訳につきましてはごらんのとおりでございます。

見出しの２といたしまして、都市計画審議会の開催状況でございます。ごらんのとおり、平成２７年度は、生産緑地地区の変更につきまして、審議会を１回開催し、原案どおりご承認をいただいております。

続きまして、日程第５「平成２８年度東大和市都市計画審議会の審議事項等（予定）について」ご報告いたします。

資料の３をごらんください。今年度は多くの案件を予定しておりますことから、事前にその概要のみをお伝えいたします。

それでは、ご説明いたします。

市長から諮問を予定している案件は、現時点では、ごらんのとおり５件であります。

１点目は、本日ご審議いただきました風営法の改正に伴う地区計画の変更であります。

２点目は、３市共同資源物処理施設の都市計画決定であります。

ごみ処理行政につきましては、これを効率的に進めるため、当市は小平市、武蔵村山市とともに一部事務組合を設置し、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行っております。

この一部事務組合であります小平村山大和衛生組合は、平成28年2月に（仮称）3市共同資源物処理施設整備実施計画を策定いたしました。

この実施計画におきましては、東大和市桜が丘二丁目地内の東大和市暫定リサイクル施設用地に、ごみの中間処理施設を整備すること。対象品目は、容器包装リサイクル法の対象となっているプラスチック製の容器と包装及びペットボトルとすること。施設の稼働は、平成31年度当初を目指すこと。

このため、都市計画決定の手続は、平成28年8月から平成29年7月までを予定することなどが、位置づけられてございます。

一定規模以上のごみ処理施設は、都市においては不可欠であります。周辺の環境に対する影響も考えられることから、都市計画の手続を経ることが望ましいものとされております。

なお、具体的な手続につきましては、小平村山大和衛生組合からの依頼に基づいて開始するものでございます。

3点目は、都営東京街道団地の建てかえ事業に伴う都市計画の変更です。

東京街道団地は、昭和30年代から建設が開始された、戸数約1,900戸の大規模団地でありまして、平成21年度までに約1,400戸の建てかえを終了しております。現在は、後期建てかえ事業を実施中ですが、この区域は、建物等の配置や規模などを細かく定めた一団地の住宅施設が都市計画決定されております。

今後の建てかえ事業と、それに伴い創出される用地における土地利用を図るため、一団地の住宅施設を廃止し、それと同時に、良好な居住環境の確保と地域に必要な生活支援施設等の誘導を図るため、地区計画を決定し、あわせて必要な用途地域の変更を行うこととしております。

なお、東京都からは、東京街道団地の後期建てかえ事業についての整備の方向の案が示されております。これは、当該区域を、大きく分けて、住宅ゾーン、公園ゾーン、公共公益ゾーンの3つのゾーニングにより整備を進める計画となっております。住宅ゾーンにつきましては、今後、約660戸の

都営住宅を建設するとしております。

具体的手続きにつきましては、現時点の予定では、本年８月以降となっております。

４点目は、新青梅街道の拡幅事業を契機といたしました都市計画の変更であります。

新青梅街道の上北台駅付近から、武蔵村山市の神明四丁目までの1,100メートルの区間につきましては、幅員18メートルから30メートルに拡幅整備する事業を東京都が施行中であります。この拡幅に伴い、沿道の用途地域等を変更するものであります。あわせて、沿線の土地利用の変化が見込まれ、後背地の住環境の保全や生活道路等の整備を適切に誘導していく必要があることから、芋窪六丁目及び上北台一丁目地区の一部について、地区計画を決定していきます。

この案件につきましては、平成２５年度に地域住民と懇談会を行っておりますが、地区計画に定める区画道路の取り扱いが課題となっておりますことから、ここで改めて関係する地域住民と懇談する予定となっております。今後、地域住民との懇談を進め、地権者の生活再建の面からも、早期に都市計画決定の手続きを進めていきたいと考えております。

５点目の生産緑地地区の変更であります。この案件につきましては、例年のとおり１１月頃の開催を予定しておりますが、説明は省略させていただきます。

最後に、資料３には記載されておりますけれども、都営向原団地の創出用地についてでございます。

当該用地は、東京都が定期借地権制度を活用して、民間事業者により、低廉で高品質な住宅を供給する向原地区プロジェクトを計画しておりました。当該プロジェクトは、事業予定者構成員に法令違反が判明し、休止となっておりましたが、東京都は、向原団地の創出用地について改めて検討するとしておりますので、その進捗状況によっては、向原団地地区地区計画の見直しについてご審議いただく場合もあることを申し添えさせていただきます。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○（会長） 報告が終わりました。質疑があれば承ります。

○（委員） 地域の方から、この中堰堤の工事の増幅計画というんですか、そういうのがあるというふうに聞いているのですが、そういうところはこれには反映はされていないですが、何かそういう情報はわかりますか。

○（会長） 内藤都市建設部長。

○（内藤都市建設部長） それでは、中堰堤について、私のほうから説明させていただきます。

先ほど、地区計画の案件で、添付してございます資料、都市計画図をちょっとごらんいただきたいと思います。多摩湖の堤防について、ちょうど都市計画図の上のところにモノレールの延長といたしまして、北にずっと都市計画道路が伸びていっておりますが、堤防を渡る手前で、都市計画道路の計画決定としては、そこでとまっております。都市計画立川 3・3・30 号、立川東大和線という都市計画道路につきましては、貯水池の堤防の手前で計画がそこでストップというか、ここまでが都市計画決定されている道路でございます。

それで、現在の多摩湖の堤防は、水道局の水道施設として維持されておまして、実際、道路法上の道路ではございません。また、都市計画決定を所沢のほうに、埼玉県側に引いていくというような計画もある道路でもございません。と申しますのも、埼玉県側では、もっと北のほう、三ヶ島あたりには都市計画道路があるんですが、そこからここまで都県をまたぐような形での幹線として道路を整備しようというような位置づけにはなってございません。

今回、今、委員から拡幅の計画があるんじゃないかというお話でございますけれども、水道局が、この堤防の耐震化を図るため、耐震補強をするために、少し盛り土をする。現在の形態のままでも崩れてしまうことはないということらしいんです、耐震診断をしたときにです。ただし、少し沈下するような部分があるだろうということで、この地図でいうと右側、東側に、もう少し盛り土をして強化する。地震に耐えられるようなものにするということでの工事をこれから行おうということになっております。

そのときに、現在、6メートル、実際は有効幅員 6メートルを切るような狭い幅員で、これは道路法の道路ではないんですが、水道局用地の水道施設として、通路としての位置づけでございますが、そこを市が表面管理というか、舗装の管理をして、一般の通行人を通して。ただ、通常は、大型車は制限しているという内容でございます。このような、ちょうど堤

体評価をして、いろいろと調整をしていけば、もう少し交通の環境を整えることができるんじゃないかということで、少し広げるような形での協議をこれから水道局と詰めていくという段階にあります。

今、いろいろなことで、ここを広げた場合に、それに取りつく市道をどのような形で整備したらいいか。それについても、今のままではスムーズな線形にならないというようなこともございますので、そういったことを水道局にどこまでお願いできるかというようなことを検討しているところでございまして、実施設計等を今後していくというような状況にございますので、今のように狭いところを車が上を通って歩行者がずっと下をおりているというようなことを、少し解消するような整備ができればいいなということで、これを今後、水道局と調整をしてみたいというふうに考えているところでございます。

もう少し具体的にになれば、市報や、例えばまちづくりニュースといったようなところで、どんな状況になっていきますというような情報を提供していけたらというふうに考えております。

以上でございます。

○（委員）　そうしますと、中堰堤の拡幅を行なったときに、今、青梅街道でこの都市計画道路がとまっているところを、さらに北に整備の予定はあるんですか。中堰堤のところを続くというか、接続するための都市計画決定の変更はあるんですか。

○（会長）　神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長）　新青梅街道から北側に都市計画線が確かにございまして、都市計画道路の整備方針というのを東京都と26市、区も含めて作っておりまして、その整備方針の中で、優先的に今後、整備していく路線として、この区間は位置づいております。優先的な路線として位置づいておりますが、先ほど申し上げました堰堤との拡幅とリンクして、ここを整備していくという予定は今のところはないです。

○（委員）　都会議員の先生方だと、もう皆さん、もうやりますとか、プラス方向に言っていますよね。具体的な話もどんどん。

○（神山都市計画課長）　優先整備路線というのが、今後10年間で着手することを目標とする路線です。10年という期間がありますので、この堤体の工事は、多分10年まではかからないと思いますけれども、ただ、そこに合わせ

てここを今やるかという、その計画自体は、今のところはない。

- （委員） 道路のないところを、道路が続いたようになっていきますけれども、でも、地元はかなりこういった整備には期待を込めているという感じは受けますが。まあ、これは意見です。

もう1点、すみません。

- （委員） 4番目の新青梅街道の拡幅事業に伴う部分は、まさに警察署の建物の南側の駐車場というか、車寄せの一部がかかるわけですが、先ほどおっしゃっていましたが住民懇談会の日程等がまたわかりましたら、また事前というか、またお知らせ願いたいというふうに。

- （会長） 神山都市計画課長。

- （神山都市計画課長） 先ほど申しました懇談会なんですけれども、地区計画の中に生活道路を広げるような、そういう位置づけを検討していきまして、その生活道路を広げる場合の用地にひっかかるような、そういう地権者の方を対象に今回はやるということです。警察さんのほうは、もう今回はかからないので。

- （委員） 関係ない、そうですね。

- （神山都市計画課長） はい。ただ、これを進めていくに当たりましては、地区計画区域内の皆様全員にまたお声がけをして、懇談会等を行っていきますので、そのときはまた情報提供をさせていただきます。

- （委員） いずれにしても、警察機能として車寄せというか、それこそ入り口の部分を全くとられちゃうと、機能的に被疑者の輸送等、いろいろな部分において、来客もそうで、かなり影響もあるんで、引き続きじゃあ、そういった意味では協議というか、話の中ではちょっとお願いしたいなと思います。

- （会長） それでは、ないようですので、質疑を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成28年度第1回東大和市都市計画審議会を閉会といたします。お疲れさまでした。